

## 理由書

都市計画法第6条に基づき実施した都市計画に関する基礎調査結果等を踏まえ、令和2年度の見直し以降における都市の発展の動向、人口等の現状及び令和12年を目標年次とした将来の見通し等を勘案したところ、区域区分の方針における市街化区域と市街化調整区域に配分されるべき概ねの人口及び産業の規模に変化があったため、本案のとおり変更するものである。

なお、今回の変更に伴い、市街化区域への編入や除外は行わず、今後具体的な市街地整備の見通しが明らかになった時点において、必要な調整を行った上で区域区分の変更を行う。